

(様式2)

事業計画書

平成17年9月6日

横浜市長

所在地	横浜市神奈川区西神奈川1-9-1
申請者 法人名	財団法人 神奈川県児童医療福祉財団
代表者氏名	理事長 飯田 進

1 事業計画

(1) 事業運営状況

- ア 地域における協働・連携の実績 (様式3)
- イ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理 (様式4)
- ウ 個人情報管理に関する取り組み (様式5)

(2) 事業実施方針

- ア 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性 (様式6)
- イ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能 (様式7)
- ウ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針 (様式8)

(3) 具体的事業実施方針 (各業務の概要と取り組み方) (様式9)

(4) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間及び休館日の設定 (様式10)
- イ 職員の勤務体制と組織図 (様式11)
- ウ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画 (様式12)
- エ 収支予算書 (様式13)

地域における協働・連携の実績

〈港南区内〉

◎港南区精神保健福祉ネットワーク

港南区内の精神保健福祉に関する医療機関・作業所・家族会・ボランティア団体・区福祉保健センターサービス課・就労支援機関・生活支援センターで活動している。

平成14年の港南区生活支援センター開設時より、「港南区生活支援センター実務者連絡会」を開催してきたが、平成15年からは実務者連絡会を発展的に解消し、港南区の精神保健福祉について主体的に考えることを趣旨とする「港南区精神保健福祉ネットワーク」を開催することとした。港南区生活支援センターは事務局の役割を担っている。

(活動内容)

定例会開催(2ヶ月に1回)

- ・会員団体の活動報告
- ・行事の企画：港南カップ(スポーツ大会)開催 平成15年度
：港南ネットまつり(文化祭)開催 平成16年度

◎港南区障害者団体連絡会

港南区内31の障害者団体で組織する連絡会に加入。障害の壁を越えた活動を行っている。

(参加した活動)

- ・幹事会 ・「障害者の日」ビラ配布 ・ふれあいスポーツ大会
- ・ふれあいボーリング大会 他

◎港南区内関係機関への協力

- ・「あいの会」(家族会)定例会・勉強会への参加/活動場所の提供
- ・「With」(精神保健福祉ボランティアグループ)定例会への参加/活動協力
- ・「パステル」(地域作業所)運営連絡会参加
- ・「ぬくもりの家」(地域作業所)「パステル」喫茶・場所の提供
- ・「かるがも会」清掃業務委託
- ・「横浜メンタルサービスネットワーク」障害者職業訓練トライ清掃実習受け入れ

◎港南区民まつりへの参加(港南中央地域ケアプラザと共催)

- ・作業所等製品販売 ・折り紙教室 ・作品展示会 ・当事者による講演会 他

◎港南区社会福祉協議会「精神保健ボランティア講座」協力

- ・パネルディスカッション出席 ・実習生受け入れ

◎5施設施設長会議(港南中央ガーデンプラザ内施設：港南区社会福祉協議会、港南中央地域活動ホームそよかぜの家、港南中央地域ケアプラザ、港南つくしんぼ保育園、港南区生活支援センターによる会議)

- ・定例会 ・あおぞら交流会

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

地域における協働・連携の実績

◎港南区関係機関と共同開催した自主プログラム・地域交流の実施

- ・ 就労講座・就労相談・就労ミーティング（横浜メンタルサービスネットワーク）
- ・ SST（社会生活技能訓練）（横浜メンタルサービスネットワーク）
- ・ ソフトボール（芹香病院デイケア、パステル、コスモス南太田、関内メンタルクリニック、栄区生活支援センター、市精連北部事業所など）
- ・ 手芸教室・気功教室（家族によるボランティアの導入）

〈港南区外〉

◎横浜市生活支援センター連絡会（横浜市内の生活支援センターで組織する連絡会）

（活動内容）

- ・ 連絡会開催（3ヶ月に1回）
- ・ 幹事会
- ・ 委員会 : 企画委員会（生活支援センター交流卓球大会、昼食会、作品展示会など）
: 広報委員会（横浜市生活支援センターガイドブック作成）
: 調査・研究・研修委員会（統計資料フォーマット・業務集計表つけ方マニュアル作成、新人研修会開催、職員交換研修実施など）

◎市精連研修委員会

- ・ スタッフ会議参加
- ・ 研修運営手伝い

◎こころの電話相談関係機関担当者連絡会

- ・ 連絡会開催打ち合わせ
- ・ 連絡会・研修会参加

◎精神障害者ホームヘルパー養成講座への講師派遣協力

〈その他〉

◎個別の利用者支援における地域の関係機関との連携

◎シンポジウム等への発表者派遣協力

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

※要綱等制定されているものがあれば応募書類に添付してください。

<事故対策>

- ・全国精神障害者社会復帰施設協会の傷害保険加入(建物内外における事故で44名まで補償) 44名を超える事業の実施については、個別に全国社会福祉協議会の傷害保険に加入する。
- ・建物外センター行事引率は責任等の問題から常勤職員が1名必ず入るようにしている。
- ・事故発生に伴う本人の身体安静、家族への連絡、状況・今後の対応等説明、必要に応じて関係機関に連絡、事故報告書作成

<緊急時対策>

① 病状悪化時等の対応

センターは利用者が憩いの場として過ごすところである。利用者が安心して過ごせるように、職員は日頃から利用者の心身の状態を把握し、必要に応じ、処遇についての協議をしておく必要がある。心身の状態が優れない状況で利用する人がいた場合、そのような方への適切な対応と、他の利用者への配慮を考え、センターとして自傷他害の恐れがある場合とそうでない場合、精神症状を伴わない身体的異常、けがなどの場合についての対応のマニュアルを備えている。

② 防災対策

- ・防火管理者、防火責任者を置いている(所長)
- ・防災訓練を年2回実施(火災、地震想定)
- ・自衛消防隊、地震防災隊の組織結成
- ・センター内に避難経路を明示
- ・避難消防訓練において消火器の取り扱いと水消火器による消火訓練の体験
- ・災害時の備蓄飲料(100g乾パン×192缶)
- ・災害時の備蓄飲料水(水1.5ℓ×120本)
- ・非常用常備灯、ラジオの設置(いずれも持ち出し可)

* 添付資料

- ・「利用者の病状悪化時等対応の原則」
- ・「港南中央地域ケアプラザ・港南区支援センター」共同防火管理協議会規則
- ・「横浜市港南区生活支援センター」消防計画
- ・「横浜市中央地域ケアプラザ・港南区生活支援センター」消防計画

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

個人情報管理に関する取り組み

※要綱等制定されているものがあれば応募書類に添付してください。

生活支援センターは、多数の利用者やその家族について、他人が容易に知りえないような個人情報（氏名・性別・生年月日等個人を識別する情報に限らず、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービス又は保健医療サービスの利用情報等）を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取り扱いが求められる。

さらに、平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、これまで以上に適切な個人情報の取り扱いが求められている。法律の全面施行に向けて、厚生労働省の社会・援護局長より「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」が通知され、福祉関係事業者として、精神障害者社会復帰施設も指針の対象とされている。港南区生活支援センターでは、この指針に基づいた個人情報の取り組みを行い、横浜市主催の個人情報保護法についての説明会に職員がほぼ全員参加し、参加していない職員に対しても、職員会議において、必要な取り組みを説明している。また、個人情報保護規程、開示規程、苦情解決規則を整備し、また、日常業務においても守秘義務を徹底し、他利用者に個人情報を漏らしたりしないこと、また、関係機関との連携においても、本人の承諾を必要とし、本人の生命に関わるなどの危機介入時のみしか承諾なしに連携しないとするなどの対応の原則を職員間で確認している。

今後の取り組みとしては、外部からの進入によるシステムへの不正なアクセスを防止するために、個人情報の入力しているパソコンのファイルを職員しか開けることができないようなシステムの導入を検討している。

* 添付資料

- ・財団法人神奈川県児童医療福祉財団個人情報保護規程（内規）
- ・財団法人神奈川県児童医療福祉財団個人情報保護方針
- ・横浜市港南区生活支援センターの保有する個人情報の開示に関する規程
- ・横浜市港南区生活支援センター個人情報保護規程
- ・横浜市港南区生活支援センター苦情解決規則

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

横浜市は国における新障害者基本方針とその実施計画としての新障害者プランを受けて、「横浜市障害者プラン」を策定した。「横浜市障害者プラン」では、社会福祉基礎構造改革の考え方にもある、障害者の“自己選択”と“自己決定”の実現を図る社会の構築を基本理念として障害者自身の力を十分に発揮していくことを念頭に「プランでめざす社会」を4つ設定し、“実現のための施策の方向性”の中から、6つの事業・施策を重点施策としてまとめている。特に精神障害者施策については他の障害者施策と比較しても一層の充実が求められていることから、積極的に施策を展開することとしている。生活支援センターは、この施策の中での位置づけを理解し、目指す社会の実現へ向けて、その地域における特性に応じ、オリジナリティーを発揮しながら業務を遂行することが求められている。

まず、「横浜市障害者プラン」の重点施策のひとつとして、相談支援システムの体制整備が挙げられている。生活支援センターは、地域作業所やデイケアなどを利用していない障害者への身近な相談者となるなど、地域の中での補完的な役割を担いつつ、更に区福祉保健センターと連携し、ケアマネジメントの実施や、精神保健福祉関連の関係機関に留まらず、幅広い領域の医療・保健・福祉関係機関とのネットワークを構築して、個別支援を行ったり、地域課題に取り組むことにより、地域生活支援体制の強化を目指す。

また、同じく重点施策のひとつとして、地域生活移行システムの構築があげられている。横浜市の病床数は全国平均より少ないとは言え、横浜市以外の地域の病院に入院している社会的入院患者も多数いることを忘れてはならない。生活支援センターは、地域生活移行（退院）への協力が可能な機能を備えているにも関わらず、有効活用されているとは言い難い。生活支援センターに限らず、社会復帰施設や、地域で安心して暮らすための制度が一步ずつではあるが整備されてきている。それでも有効活用されない理由のひとつは、社会的入院患者が、地域社会で安心して暮らせるための支援体制が出来上がってきていることを知らずにいるということである。体制整備は重要な課題であるが、それが活用されなければ、目的は達成されない。港南区では、区内の病院における退院促進モデル事業への協力が行われようとしている。目標のひとつの方策として、また、市の責任において退院促進を行うために、横浜市に対して退院促進事業の実施に向けた整備を望んでいる。

最後に今後導入が予定されている自立支援法による事業内容の変革等については、設置者である横浜市との協議が必要になってくると考える。生活支援センターは、相談事業と地域活動支援センターに移行していくと言われている。しかし、今までどの社会資源も利用しなかったり、できなくなった方の利用が多いことは、現行の支援センターの良さである、気軽に相談できる機能や、自由に過ごすことができるオープンスペース機能などによるところが大きく、その機能が損なわれれば、居場所を失う利用者も出てきかねない。相談事業と地域活動支援センターは、地域生活支援事業に属し、自治体の裁量による事業である。居場所を失う利用者が出ないようにするためにも、生活支援センターを市の事業として、現在の事業形態が存続できるよう、国の施策の動きも注視しつつ、横浜市での生活支援センターのあり方についての検討が必要である。

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

生活支援センターが地域で果たす役割と機能

長い間医療中心・入院中心で処遇が行われてきた精神障害者が、地域で普通に暮らすために地域の中で支援を受けるといった方向性が示されるようになってから、まだ歴史は浅い。精神障害者が地域から隔絶した環境で支援を受けてきた影響は色濃く残り、病棟には、10年単位の長期にわたる入院生活を送っている社会的入院患者が多数存在する。在宅の障害者も、障害が知られることのないよう静かに暮らしている。就労支援体制が希薄で受け入れ先も少なく、多くは障害年金や生活保護を受給して生活する。一部の障害者は社会資源を利用して日中を過ごす社会資源を利用する必要があっても利用できずに生活している者が多数いる。必然的に社会との接触は乏しくなり、「入院生活よりはまだ良い」けれども、諦めの気持ちが先行し、本当に満足できる地域生活を送ることができている者は少数と言っても良い。生活支援センターが目指すのは、精神障害者がそれぞれのライフステージで、本人の望む生活を送ることができるよう地域住民・関係機関と協力しながら支援すること、精神障害者支援を通じて地域社会に利益をもたらすことである。

これまで精神障害者への支援といえば、「＝統合失調症の方への支援」とも言える程、統合失調症の方を中心に行われてきた。統合失調症の方は精神障害者の中でも、とりわけ生活のしづらさを感じやすく、より多くの支援を必要としているとも言えるが、他の疾患の方（例えば人格障害など）あるいは障害者と認定を受けることが難しい症状（あるいは困難）を持つ方（例えば精神疾患に起因しないひきこもりなど）にとって、支援を必要としても支援を受けにくい実態があった。また、統合失調症の方であっても、利用している社会資源になじめなければ、たちまち日中の居場所を失ってしまう。生活支援センターは、受け入れに際して病名や病歴を問わない。利用を望む人は誰でも利用できるという原則に則り、既存の社会資源を利用しなかった層へのサービスの提供を行っており、地域の社会資源の補完的役割を担っている。

また、生活支援センターは、精神障害者支援の知識・技術・ネットワークなどを、精神障害者以外の地域住民のために活用することが可能である。精神障害者が社会的偏見（内なる偏見も含めて）によるストレスを感じている一方で、こころの問題は地域住民にとっても身近な存在になっている。軽症うつや依存症、児童虐待、不登校、ドメスティックバイオレンス等社会問題として認知されていながらも、誰にも相談できずに問題を当事者本人で抱え込んでいるケースが多く存在する。生活支援センターは、広くこころの問題に対応する相談窓口としての役割を地域で果たすことができる。

以上の役割を果たすべく、生活支援センターは以下のような機能の充実を図る必要がある。

- ・地域課題を検討し、関係機関との役割分担や協働して新しいサービスを創出するための、地域ニーズを把握している関係機関（区福祉保健センター、社会福祉協議会、福祉相談機関（地域活動ホーム、ケアプラザ、療育センター等）、作業所・グループホーム等福祉施設等、教育機関）等との連携・調整機能
- ・精神障害者とその家族・関係者に留まらず、法の隙間にあたり、サービスが整っていない障害者（発達障害者、高次脳機能障害など）や精神保健福祉的課題をもつ地域住民（医療につながる以前のうつ状態の方等）への日常生活相談窓口機能
- ・地域社会が精神障害者やこころの問題を普遍的な存在として受け入れられることを目的とした、地域交流の場としての機能

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

生活支援センターが地域で果たす役割と機能

・その他地域ニーズに柔軟に対応しながら、地域の中で提供されていないサービスを行うなどの地域の中での補完的機能（土・日・祝日・年末年始・夜間などの相談・支援・居場所の提供や、就労支援プログラム等の事業の実施等）

生活支援センターは以上のような役割・機能により、地域社会が精神障害者やこころの問題をあたりまえの存在として受け入れる働きかけを行っていく。「精神障害者が地域住民と交流する」のではなく、「日常的に交流している地域住民の中には精神障害をもつ人がいる」という認識があたりまえのこととして根付くよう、地域社会づくりの拠点としての役割を担っていく。

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針

指定管理者制度は、市の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理を代行する（公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任し、行わせる）仕組みである。2003年9月の地方自治法の改正により、新たに導入され、民間事業者による施設管理が可能となった。

制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることである。

当法人は、約3年間の港南区生活支援センター運営の実績から、精神保健福祉関連団体、家族会、ボランティア団体、他分野における福祉関連団体などとの協力関係を築き、地域における福祉課題の検討を行ったり、行事による交流事業なども行っている。また、そのようにして検討された課題を解決するための実践の段階としては、港南区福祉保健センターとの連携により、働く中高年層の自殺予防を目指したメンタルヘルス相談事業への協力に向けた話し合いも行われ、既に障害がある方だけでなく、発病を予防することを目指した事業への協力予定があり、生活支援センターが既に持っている精神保健福祉ニーズへの相談・支援機能を広く地域住民へ提供する形で支援センターの新たな可能性を開いていく方針である。これは、生活支援センターに求められていた機能のひとつでもあり、指定管理者制度の目的である「住民のサービス向上」に寄与することである。さらに、このような事業を通じて、支援センターが地域住民の福祉の向上に役立つ機会を通じ、地域のなかでなくてはならない施設として存在することが、改めて精神障害者にも有益さをもたらすことになる。

今後においても、これまでの事業を継続・発展させつつ、地域情報交流事業などへの参加を通じて、日頃福祉施設を利用する機会の少ない地域住民との交流をしながら、港南区のまちづくりの一役を担うことも検討している。

指定管理者制度の柱のひとつである、経費の節減については、特に対象者の生活に深く関わる福祉施設の運営にあっては、慎重に取り組む課題であろう。今までの運営においても無駄な経費を使わない努力をし、毎年委託費を遣いきらずに運営を行うことができている。しかし、経費の節減が利用者へのサービスの低下につながってはならない。指定管理者制度導入で経費節減を行うことによるサービスの質の低下を懸念する声は大きく、契約社員中心の職員体制に切り替えを行う法人が出てくる等、大きな波紋を呼んでいる自治体もある。5年に1度の公募による指定管理者の選定は、働く職員にとっては大きな負担である。そこに人件費の削減や、雇用契約にまで響くようなことがあっては、利用者との関係のなかでも、大きな影響が出かねない。当法人がこれまで支援センターを運営するにあたり、職員のほとんどが支援センターオープン当初と入れ替わっていないことは、利用者に対して大きな安心感を提供している。また、職員のほとんどが精神保健福祉士の資格を有しているのも当法人の職員体制の特徴である。この体制を今後も維持することは、指定管理者制度に謳う住民サービスの向上のためには、どうしても欠かせない条件であり、適切な人材配置にかかる経費の必要性を地域住民に理解してもらう努力も必要であろう。

そして、3年間の施設運営を通して築いてきた利用者・関係機関・地域住民との関係を継続していくことが何よりも安心感への提供へとつながることを自覚し、期待を裏切らない運営をしていくことが、現運営法人には課せられている。そのためにも、利用者・関係機関・地域の声を大切にし、地道な活動をひとつひとつ行っていくことを心がけていきたいと考える。

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）	
-------------------------	--

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>	
----------------------------------	--

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

（現在の実績）

- ・ 居場所の提供（特に他の社会資源を利用していない人、一般就労している人など）
- ・ 社会生活技能や知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労関連プログラム、パソコン教室、SST、生活習慣改善プログラム）
- ・ 関係機関への施設の貸し出し（食堂の場所の提供、作業所による喫茶の実施等）
- ・ 利用者や家族の特技などを生かした当事者による自主的なサークル活動やプログラムの実施
- ・ 利用者や家族、ボランティア等の交流を目的とした行事の開催
- ・ リサイクルコーナー設置

（今後の計画）

- ・ 医療と連携し、退院を望む入院患者の退院準備のための通所先の一つとしての利用を増やす
- ・ 実施プログラムの見直し・充実（自立生活に向けたプログラムの計画等）
- ・ 場所の提供について地域に周知し、利用を増やす
- ・ リサイクル品の充実（ポスティング等により近隣住民に協力を呼びかける）

<② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供>	
-------------------------------	--

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

〈食事サービス〉

（現在の実績）

昨年度利用者数：4296人

- ・ 栄養バランスに配慮した食事の提供（季節の食材を取り入れた献立）
- ・ 買い物や調理への利用者の参加
- ・ 調理面、衛生面、食器洗い及び片付け方などの生活技能獲得の支援
- ・ 利用者・職員で食卓を囲むことによるコミュニケーションの構築

（今後の計画）

- ・ 来館してサービスを受けることが困難な利用者に向けて配食サービスの実施を検討
- ・ アンケートを日常的に実施するなど、サービス改善への利用者意見の吸い上げの充実

〈入浴サービス〉

（現在の実績）

昨年度利用者数：890人

- ・ タオルの無料貸し出し、石鹸等の実費販売

（今後の計画）

- ・ サービスを利用しても身の清潔に結びつかない人もいる（入浴しても身体を洗わない、服を着替ええないなど）ため、必要に応じ職員による入浴介助も可能なことを周知する

法人名	財団法人神奈川県児童医療福祉財団
-----	------------------

〈洗濯サービス〉

(現在の実績)

昨年度利用者数：220人

- ・洗剤（1回分）の実費販売
- ・ニーズに応じ、洗濯の支援（洗濯物の量による洗濯回数、洗剤の量、白物の区分け洗いなど）

〈インターネットサービス〉

(現在の実績)

昨年度利用者数：109人

- ・施設の公共性に配慮したセキュリティー対策

(今後の計画)

- ・パソコン教室でのインターネット教室を実施

〈その他〉

(現在の実績)

- ・コピーサービス ・ティーバッグの販売

(今後の計画)

- ・散髪サービスの検討
- ・訪問によるサービスの具体的提示（家事支援、金銭管理支援など）

〈③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供〉

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

(現在の実績)

昨年度実績：日常生活支援10368件（電話7956件、面接1029件、訪問・同行18件、
非構造面接他1365件）

〈相談〉

日常生活を送ったり、センターを利用する上での相談に応じる。必要に応じて、関係機関（病院・区役所・作業所等）への連絡調整を行う。職員による面接相談・電話相談の他、ジョブコーチなどによる就労相談を行っている。

日常生活相談（面接・電話）：開館中随時

嘱託医相談：週1回（予約制）

就労相談：月1回（予約制）

- ・生活に関する相談：金銭管理、就労、将来への不安、一人暮らしの不安、家事に関すること
- ・医療に関する相談：通院に関すること、病気や障害に関する不安について
- ・対人関係に関する相談：家族や友人、関係機関職員との関係について
- ・制度申請・手続き：精神保健福祉手帳、障害年金、生活保護、公営住宅申込、アパートの契約、区役所や銀行などの窓口でのやりとり
- ・その他：その他生活にかかわる各種相談、精神保健福祉に関する相談

〈日常生活支援〉

生活の基本である衣食住に関することなど、日常生活上の課題に対して具体的な支援を行う。
必要に応じて、訪問や、関係機関への同行なども行う

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

(内容)

- ・ 訪問：訪問相談、家事支援など
- ・ 各種サービスの提案：社会復帰施設やホームヘルプサービス、権利擁護事業他、各種制度の利用について
- ・ 関係機関との連携：医療、福祉施設、区役所等との連絡調整・同行等
- ・ 制度申請・手続き：区役所や銀行への同行等
- ・ その他：センター内における夕食サービス等、サービス利用料の預かり（規程有）

〈情報提供〉

相談時の必要な情報提供のほか、センター内掲示板、ちらし、ポスター、ホームページ、センターだよりなどにより、センターに関することや地域生活に関する情報提供を行う

(内容)

- ・ 病気や薬についての情報提供：医師や薬剤師による薬についての勉強会の開催
- ・ 生活情報の提供：衣食住及び就労に関する情報（新聞の折込広告やタウン誌設置・講座の開催）

(今後の計画)

- ・ 利用者への情報提供の更なる充実のため、職員が（利用者と共に）地域に出て行く機会を増やす（プログラムで社会資源を見学しに行く等）
- ・ 交代勤務の職員体制での利用者への処遇方針決定の遅れを解消し、迅速化を図る（出勤職員内での責任体制の明確化、記録のつけ方の工夫等による職員連携の強化）
- ・ 訪問を必要とする利用者のニーズを引き出し、訪問件数を伸ばす
- ・ 職員が手薄な時間帯に電話相談が片手間になりやすいためボランティアの導入を検討
- ・ 嘱託医との連携を強化し、相談者に関する情報交換や職員への指導を充実
- ・ 港南区福祉保健センター「働く人のためのメンタルヘルス相談事業」への協力として、一般住民のこころの問題へと相談機能（特に土・日・祝日・夜間などの電話相談）を充実させる

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）	
＜④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援＞	
<p>→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者同士の支え合いを当事者活動に発展させられるような支援として当事者活動が行われている地域を見学、交流し、利用者と一緒にイメージづくりをしていく ・センター利用者が作業所など地域の社会資源と一緒に活動していくために、地域の関係機関ネットワーク会議の行事の企画など、当事者が入りやすいところから参加できるように提案する ・利用者同士のサークル活動を活発にしたいとの希望に応え、サークル活動や自主活動の情報を、掲示板などを活用し、利用者同士で情報交換しやすくする ・利用者に自分たちのセンターであるという意識に応えるために、職員が行っている業務の中で利用者が出来そうなものを掲示板に記載するなど、役割を担いやすくする ・実際にピアカウンセリングを行っている人を招いて講座を開くこと等により、日頃の利用者同士の交流の中で生まれた支え合いに学んだことを活かせる機会を提供する 	
＜⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供＞	
<p>→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域関係機関との共催による行事の開催（精神障害者に限定せず、地域住民も参加できるもの） ・地域活動（町内会加入により運動会、お祭り、清掃活動など）への参加 ・学校生徒の受け入れ（中高校生の時期から体験学習や施設見学による、精神障害者への理解促進） ・ボランティア・見学者の受け入れ（地域住民） ・日常的な関係機関の活動にも積極的に参加し、関係機関との連携を深める。 （プログラムの共同実施等） ・他障害関係機関との交流 （港南区障害者団体連絡会行事への参加、あおぞら交流会など） ・一般市民を対象とした精神保健福祉に関する講座を開催することにより、精神保健福祉への関心を高める ・利用者が地域で生活するためのサービスがセンターだけで完結してしまわないよう、夕食を地域の飲食店で、入浴を公共浴場とするなどの日を設定する。 ・利用者と一緒に地域の使える資源を紹介できるマップ作りなどをして、精神保健福祉以外の地域交流を図る ・まちづくりフォーラム港南との連携による地域住民との交流促進（港南台地域での住民同士の交流を目的とした喫茶店や、ボランティアフェスティバルの手伝いなど） 	
法人名	財団法人神奈川県児童医療福祉財団

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援>

- 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。
- ・ 当事者本人の利用を通じて間接的に家族を支援する（レスパイトケア機能）
 - ・ 家族会以外に家族が集える場としてオープンスペースの提供
 - ・ 家族ミーティングの開催（センター職員も参加しながら、家族の抱える問題、体験などを共有する）
 - ・ 家族会の支援と港南区以外の家族会との交流（定例会・勉強会への参加）
 - ・ センターイベント等への家族の参加の促進（夕食、季節行事、バスハイク等）
 - ・ 家族活動（小会議など）への場所の提供
 - ・ 家族向けSST（社会生活技能訓練）の開催
 - ・ 家族向けの生活支援センターガイドブックを精神保健福祉関係機関だけでなく、地域住民の利用する施設に配布し、周知する（地区センターなど）

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）	
<p><⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業></p> <p>→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。</p> <p><就労支援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労相談、就労講座、就労ミーティング、障害者就職促進委託訓練事業（トライ）企業実習の受け入れ ・ 就労シンポジウムへの同行、トライ説明会への同行 ・ 神奈川県精神障害者就労支援事業所の会に入会し、事業所とのつながりをつくる <p><関係機関とのネットワーク構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、作業所、グループホーム、家族会、ボランティア団体、医療機関などとの更なる連携強化（港南区精神保健福祉ネットワーク等） ・ 重複障害及び課題をもつ利用者への協働対応 ・ 地域的課題についての評価と、必要に応じて新しいサービスの創出（港南区地域生活支援会議など） <p><地域住民への相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化している福祉的課題をもつ地域住民への相談窓口とサービス提供の周知 ・ 昨今の自殺者の増加に伴い、港南区事業企画係が行う「働く人のメンタルヘルス事業」について連携・協力していく ・ 他の障害をもつ人や一般住民の相談窓口になり、必要があれば適切な機関につなげる <p><精神障害やこころの病の理解を促すための啓蒙活動と協力者づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会の開催（地域住民を対象に「こころの病」等をテーマにして） ・ ボランティア講座への協力 <p>（今後の計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労の準備段階として個別の日常生活支援（生活リズムを整えるなど）を計画的に行い、専門機関と必要に応じて連携していくなど、個別の就労支援も充実させる。 ・ 地域関係機関会議の中で医療と地域の連携のあり方について課題として提案し、入院している精神障害者の地域生活移行の支援を検討していく。（具体的には芹香病院退院促進（モデル）事業への協力等） ・ 自立支援法による障害者福祉システムの変革へ対応するため、施策の動きに注目し、支援センター連絡会とも情報交換しながら対応について検討していく ・ 個人情報保護、苦情解決システムを利用者へ周知し、実績を積み重ねる ・ ケアマネジメント研修への参加と、ケアマネジメント技術を用いた支援の実施 ・ 港南区で実施が検討されている再発予防講座への協力を提案していく ・ 10月より開設される横浜市精神障害者就労支援センターの事業に協力する 	
法人名	財団法人神奈川県児童医療福祉財団

開館時間及び休館日の設定

<開館時間>

午前9時から午後9時までとする

(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則 第2条による)

<休館日>

第3月曜日とする

(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則 第3条による)

センターオープン時より3年間、同様の開館時間・休館日で運営していることにより利用しやすさを感じている利用者の声もあり、今後も同様の形態で継続していくことが望ましいと考える。

法人名

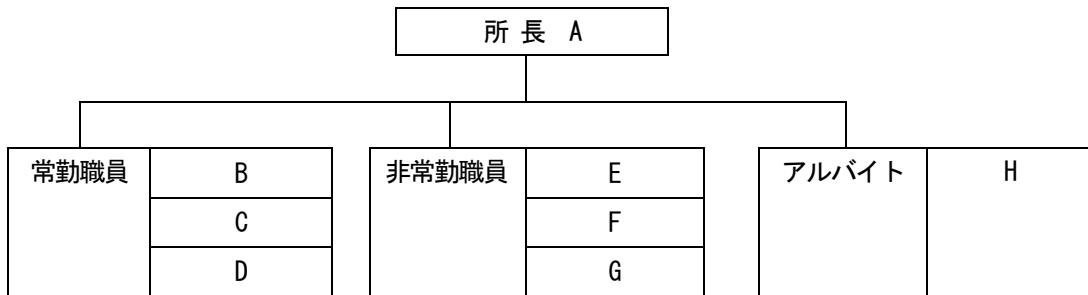
財団法人神奈川県児童医療福祉財団

職員の勤務体制と組織図

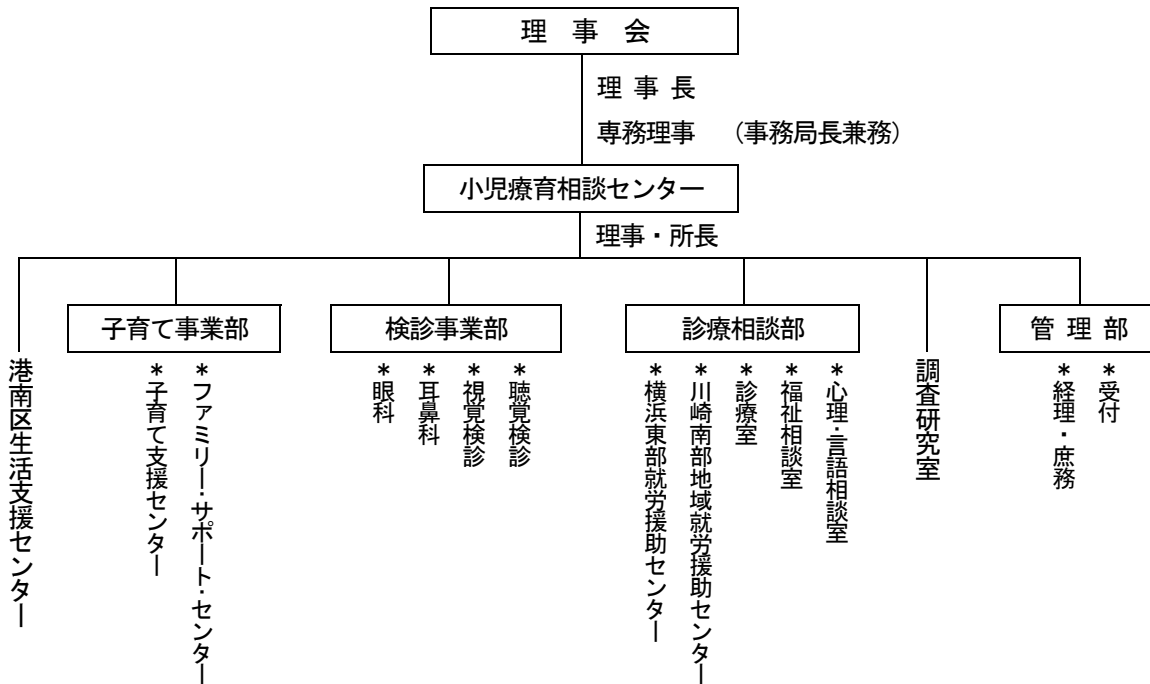
<勤務体制>

- * 勤務は、日勤・遅番の2交代制で行う。
(日勤 : 午前 8:45~午後 5:15 遅番 : 午後 1:00~午後 9:30)
- * 休暇は、週休 2 日制とする。
- * センターにおける経理・労務管理・社会保険事務手続き・物品管理等の業務は、財団管理部で行う。

<横浜市港南区精神障害者生活支援センター 組織図>



<(財)神奈川県児童医療福祉財団・小児療育相談センター 組織図>



法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

<人材の配置と資格等>

※港南区生活支援センターの指定管理を受けるために以下8名の職員を配置する。

- 所長A 生活保護ソーシャルワーカーの知識と経験をもつ
- 職員B 精神保健福祉士、社会福祉士
(児童養護施設で指導員業務18年、生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員C 精神保健福祉士
(精神病院PSW7年、精神障害者作業所3年、生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員D 精神保健福祉士
(生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員E 精神保健福祉士、社会福祉士
(生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員F 精神保健福祉士
(生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員G 精神保健福祉士
(生活支援センターで生活支援業務3.5年)
- 職員H
(生活支援センターで生活支援業務1.7年)

<職員の業務分担>

- 所長A 施設運営事務全般、勤務表、防災管理、センター運営連絡会等
- 職員B 金銭出納管理、備品・消耗品の管理、統計、防災管理、地域ネットワーク担当
- 職員C 実習生受け入れ、統計、就労関連事業担当、インターネットサービス担当
地域ネットワーク担当
- 職員D 統計、備品・消耗品の管理、就労関連事業担当、地域ネットワーク担当
- 職員E 食事サービス担当
- 職員F 金銭出納管理、衛生業務、食事・入浴・洗濯サービス担当、ボランティア担当
- 職員G 衛生業務、入浴・洗濯サービス担当、ボランティア担当
インターネットサービス担当
- 職員H 衛生業務

※上記以外の外部会議・委員会の出席は常勤職員・非常勤職員で分担する。

<職員研修計画>

- ・横浜市生活支援センター研修
- ・全国精神障害者社会復帰施設協会の研修
- ・横浜市精神障害者地域生活支援連合会の研修等

法人名

財団法人神奈川県児童医療福祉財団

平成18年度

港南区生活支援センター指定管理料予算

自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
人 件 費	(40,302,730)	
施設管理費	(6,594,000)	
光熱水費	2,800,000	
庁舎管理	3,794,000	
事業運営費	(3,078,000)	
旅費交通費	140,000	
講師謝金	120,000	
消耗品費	1,255,000	事務用消耗品、新聞・機関誌等購読料他
印刷製本費	160,000	
通信費	200,000	切手代、振込手数料他
電話料金	180,000	
賃借料	270,000	コピーリース料他
備品等購入費	300,000	
会議費	20,000	
研修費	100,000	
設備修理費	120,000	
諸会費	25,000	
施設賠償保険	188,000	全精社協総合補償制度
入浴サービス等実費徴収額		
光熱水費充当分	(△ 132,000)	
合 計	49,842,730	

財団法人神奈川県児童医療福祉財団